

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(三十二)

令三・八・二以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						可	
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)							
措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項	1	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	
事 業 種 目	2						
情報技術等の事業適応設備及び生産工程効率化等	資 産 類	種	3				
		構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	区 分	細 目	5				
		取 得 年 月 日	6	・	・	・	・
	取 得 価 額	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・	・	・	・
		取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8		円		円
		法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
		差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10				
	資 産 適 応 明 細 延	支 出 年 月 日	11	・	・	・	・
		支 出 し た 金 額	12		円		円
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	13		円	事 業 適 応 延 資 産	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((23)と(24)のうち少ない金額)	25	円
情 報 技 術 事 業 適 応 設 備	取 得 価 額 の 合 計 額 ((10)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	14		生 産 工 程 効 率 化 等 設 備	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の㉔」)	26	
		同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	15			当 期 税 額 控 除 額 (25) - (26)	27
	税 額 控 除 限 度 額 ((14) - (15)) × $\frac{3}{100}$ + (15) × $\frac{5}{100}$	16		取 得 価 額 の 合 計 額 ((10)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	28		
	当 期 税 額 基 準 額 (13) × $\frac{20}{100}$	17		同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	29		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((16)と(17)のうち少ない金額)	18		生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 ((28) - (29)) × $\frac{5}{100}$ + (29) × $\frac{10}{100}$	30		
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 別表六(六)「7の㉔」)	19		当 期 税 額 基 準 額 残 額 (13) × $\frac{20}{100}$ - (18) - (25)	31		
当 期 税 額 控 除 額 (18) - (19)	20		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((30)と(31)のうち少ない金額)	32			
事 業 適 応 設 備 等	支 出 し た 金 額 の 合 計 額 ((12)の合計)	21		設 備 等	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の㉔」)	33	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額	22			当 期 税 額 控 除 額 (32) - (33)	34	
	繰 延 資 産 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (21) - (22) × $\frac{3}{100}$ + (22) × $\frac{5}{100}$	23		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) + (27) + (34)	35		
当 期 税 額 基 準 額 残 額 (13) × $\frac{20}{100}$ - (18)	24						
機 械 設 備 等 の 概 要							